

奈良県告示第二百十四号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

表県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課に勤務する出納員の項中「及び水道使用料」を「水道使用料並びに共同部分の電気、ガス、水道及び下水道の使用料」に改める。